

意見募集案件	北広島市いじめ防止基本方針の策定について
担当課	教育部青少年課 電話 011-372-3311 内 640

意見募集期間	平成26年12月15日(月)から平成27年1月15日(木)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	北広島市教育委員会教育部青少年課及び各出張所 北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、東記念館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島12月15日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)
	教育部青少年課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-5651 電子メールアドレス: bgs@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成27年2月頃公表予定 検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 いじめ防止対策推進法が成立し、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針である「いじめ防止基本方針」の策定が努力義務として定められ、本市としても策定しようとするものです。 (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) いじめ防止等に関する基本的な考え方のほか、市及び教育委員会、小中学校の責務と役割、家庭(保護者)や地域の望まれる役割、重大事態の対処等を定めるものです。 (3) その案の根拠となる法令等 いじめ防止対策推進法第12条 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 市及び市教育委員会や小中学校のいじめ等防止対策への取り組みの方向性を定めるものです。 (5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 千歳市、石狩市、江別市などで策定済みです。
対象となる政策等 の原案	別添のとおり
その他	・パブリックコメント後のスケジュール いじめ等問題対策委員会で審議後、教育委員会会議、庁議に付議し、決定します。